第十一条を第十三条とし、第十条を第十二条とする。

第九条中「及び第七条第一項」を「、第七条第一項及び前条第一項」に、「及び第七条第二項」を「、第七条第二項及び前条第二項」に改め、同条を第十一条とし、第八条の次に次の二条を加える。

（分配金取得手続開始の登記）

第九条　法第百四十条第一項の規定による分配金取得手続開始の登記の申請をする場合には、法第百二十三条第一項の公告があったことを証する情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。

2　法第百四十条第五項の規定による分配金取得手続開始の登記の抹消の申請をする場合には、法第百三十七条第五項の公告があったことを証する情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。

（権利消滅期日後の登記の申請）

第十条　法第百五十条第一項の規定によってする登記の申請は、同一の登記所の管轄に属するものの全部について、一の申請情報によってしなければならない。

2　前項の場合において、二以上の登記の登記事項を申請情報の内容とするには、次に掲げる順序に従って登記事項に順序を付するものとする。

一　建物の表題登記の申請
二　所有権の保存の登記の申請
三　所有権の移転の登記の申請
四　地上権又は賃借権の移転の登記の申請
五　所有権以外の権利の登記の抹消の申請
六　建物の表題部の変更の登記の申請
七　建物の分割の登記の申請
八　建物の合併の登記の申請

3　第一項の登記の申請をする場合には、不動産登記令第三条各号に掲げる事項のほか、法第百五十条第一項の規定により登記の申請をする旨を申請情報の内容とし、かつ、分配金取得計画及びその認可を証する情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。

4　第一項の登記の申請をする場合において、建物の表題登記の登記事項を申請情報の内容としたときは、不動産登記令別表の二十一の項の規定を準用する。この場合において、同項添付情報欄イ中「規約を廃止した」とあるのは、「規約の効力が失われた」と読み替えるものとする。

5　登記官は、法第百五十条第一項の登記をするときは、職権で、分配金取得手続開始の登記を抹消しなければならない。

附　則

この政令は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十号）の施行の日（平成二十六年十二月二十四日）から施行する。

法務大臣　上川　陽子
内閣総理大臣　安倍　晋三

外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百九十一号

外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）の規定に基づき、この政令を制定する。

外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

別表アラブ首長国連邦の項を削り、同表の備考中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正前の別表アラブ首長国連邦の項に規定する所得に対する平成二十六年分以前の所得税、平成二十六年度分以前の個人の事業税並びに平成二十七年度分以前の個人の道府県民税（都民税を含む。以下同じ。）及び個人の市町村民税（特別区民税を含む。）並びに平成二十七年一月一日前に開始した事業年度分の法人税、法人の道府県民税、法人の事業税及び法人の市町村民税については、なお従前の例による。

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百九十二号

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十四号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中「第四項又は第五項」を「第五項又は第七項」に改める。

附　則

この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三